

令和3年第1回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年1月20日 開会

令和3年1月20日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和3年第1回教育委員会定例会

令和3年1月20日（水）
午後4時00分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
報告第1号 令和2年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和3年1月分）について
報告第2号 いじめの状況等に関する調査結果について
報告第3号 令和2年度新十津川町一般会計補正予算（第10号）について
- 5 その他
- 6 閉会

○ 出席委員（5名）

久保田 純 史
新 田 右 子
荒 山 直 人
近 藤 陽 介
松 倉 寿 人

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	後 木 満 男
主幹	媚 山 孝 裕
学校教育グループ長	西 村 幸 真

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

改めまして、先日の成人式、ご出席いただきましてありがとうございました。定刻となりましたので、ただいまより、令和3年第1回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、荒山、近藤両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎媚山主幹

それでは、令和2年12月18日から本日1月20日までの行事をまとめておりますのでご説明申し上げます。行事報告をご覧ください。まず12月22日、JAピンネ青年部より有機栽培米のななつぼし80kgと高度クリーン米のゆめぴりか80kgを給食センターに寄贈があり、教育長室で贈呈式を行いました。寄贈されたお米につきましては、今月26日、28日の給食に提供する予定で、26日にはJA青年部の取組やお米の栽培方法を紹介した動画を小学校で給食時間に全校放送し、併せて今回の提供農家とJA及び役場職員が小学5年生のクラスを訪問する予定となっております。続きまして、同じく12月22日、午後6時30分より改善センター多目的ホールにて、令和4年度から取り組む新たな地域公共交通について保護者への説明会が開催されました。当日、保護者11名が出席され、教育委員会から後木事務局長、担当者が出席し、総務課担当者からの説明を受け意見交換を行いました。続きまして、1月10日、ゆめりあにおきまして令和3年成人式を開催いたしました。委員各位の皆様には、ご出席いただきまして誠にありがとうございました。

当日は、成人56人、保護者47人の出席がありました。今回は、新型コロナウイルス感染対策として、例年開催しております交流会は中止とし、記念写真撮影は今まで2回に分けて撮っておりましたが1回の撮影とし、成人式を縮小した形で開催しました。写真撮影後には、中学校卒業時の担任の先生からのビデオレターを映写しました。今回は、交流会が中止となったことから、記念品として特製ラベルを作成した金滴純米吟醸300ml1本と新米のゆめぴりか、ななつぼし2合分をそれぞれ成人に送りました。続きまして、資料にはございませんが、コンクール表彰について報告させていただきます。

滝川地方法人会女性部が実施した2020年度の税に関する絵はがきコンクールで、管内15の小学校から161点の作品の応募があり、審査の結果、新十津川小学校から3人の上位表彰が選ばれました。まず法人会会長賞に6年生の片岡怜さん、滝川税務署長賞に5年生の久保田くるみさん、女性部会長賞に6年生の岡本大輝さんがそれぞれ入賞し、そのほかの賞に8人の作品が入賞しております。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第1号令和2年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和3年1月分)について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の3ページをお開き願います。表をご覧ください。小学校、中学校ともに1月の異動はございません。小学校303人、中学校161人、合わせて464人の在籍でございます。以上、報告第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎久保田教育長

報告第1号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第1号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。従って、報告第1号令和2年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和3年1月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第2号いじめの状況等に関する調査結果について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の5ページをお開きください。6月の調査も併せて説明いたします。まず中段の表、6月の調査結果ですが、4月から今日まで嫌な思いをしたことがあると回答したのは、小学校が34人、中学校が2人でした。また、いじめはどんな理由があっても許されないことだと思うという設問では、小学校が241人で96%となっております。前年は81.1%でした。中学校は127人で80.9%。前年76.9%ということで、小中学校とも前年より数値が上がっております。なお、6月調査の1年生におきましては、入学間もないということで調査対象とはしておりませんので空欄となっております。次に上段の表、11月調査でございますが、4月から今日まで嫌な思いをしたことがあると回答したのは、小学校68人、中学校が2人ということで、また、いじめはどんな理由があっても許されないことだと思うという設問では、小学校が281人で93.4%、前年は86.1%です。中学校では129人で82.7%、前年が83.9%。前年より小学校では数値が上がっておりますが、中学校ではほぼ同等の数値となっております。嫌な

思いをしたことがあると回答した人数の6月と11月の比較で、小学校はあると回答した人数は11月が22.6%と2倍となっておりますが、これは設問が4月からということの設問でございますので、11月のほうが多くなっているということでございます。中学校につきましては変化なく、2人という結果でございました。下段にいじめは許されないことだと思ふという回答した6月と11月の変化についてグラフで示されております。小学校4年生の11月の調査の数字が少し下がっております。学校に確認をしましたが、特別な理由は見当たらないということでございます。ただ小学校との確認の中で、小学校の見解と言いますか、このいじめ調査に対する考え方を少し教えていただきましたので、お話をさせていただきたいと思ふます。このいじめはどんな理由があっても許されないことだと思ふますかという設問に対しまして、そうは思わないという中には、普段の学級の状況等を見て、からかいや悪ふざけがあるという場合は子どもですから見ている場面はございますが、そういうときに特別怒られたり指導されたり1回1回そのようなことがなされていないと許されているような気になる部分があるので、そうは思わないという回答をしている児童もいるのではないかとということです。あといじめは許されないことというのは、児童、生徒はみんな理解しています。ただそのいじめは許されないことだけを指導していけば、数値的には良い数値になっていくのかもしれませんが、いじめは許されないことという当たり前の頭ごなしの指導では、いじめはないということでもみ消しにつながってしまう恐れもあると考えているということです。そうは思わない、分からないという回答でございますが、児童の建前と実際の自分目線のかい離があるということは、ある意味健全なことではないかということで、このようなことから児童との面談を進めていくことが大切なのではないかということです。学校では、この数値が上がっていくことが全てではないということの認識の中で、きめ細かく認知をして、いじめに対応していくということでございます。いじめの認知につきましては、今年から、認知を積極的にしていこうということで、少し方向性が変わっております。認知の内容について、グループ長から少し説明をさせていただきたいと思ふますのでよろしく願いいたします。

◎西村グループ長

認知につきましては、今年度から積極的に認知を行うということで、11月末現在ですけど、小学校は6件、中学校は2件の認知をしております。小学校の6件につきましては、2件がいじめのアンケートにより発覚し、いじめと認知しております。そのほか本人からの訴えが1件、ほかの児童からの訴えが3件、計6件の認知となっております。主ないじめの状況ですけど、冷やかし、からかい、嫌なことをよく言われるというのが4件、あと仲間外れ、無視されるということが挙げられます。いじめの解決状況について、いじめの解決というのは定義がございまして、いじめに関する行為が相当期間やんでいる、相当期間というのは3か月程度と言われております。もう1つが、被害児童生徒が苦痛を感じなくなっている、この2つが解決されて、いじめが解決されたという定義になっております。小学校につきましては、6件中1件が解決している状態です。残りの5件につきましては、行為自体はやんでいるのですが、その後の児童との面談でやはり少しくラスの中で避けられている感じがするというような訴えがありまして、今のところはまだいじめの解決には至っていないという状態です。中学校につきましては、2件ですけど、4月から今まで嫌なこと、思いをされたことがあるかということで、その2名がこちらのいじめの認知をしている2件となっております。アンケートからの調査によって発覚しております。内容としては、冷やかし、からかい、嫌なことを言わ

れる、無視されるということになっております。こちらについても、そのような状況は今収まっているのですけれど、生徒の気持ちとしてはまだ、クラスの中で少し無視されるというかそういう感じがするという事で学校としても解決はまだしていないという状態で報告を受けております。私からは以上です。

◎後木事務局長

認知の内容については、グループ長から説明させていただきました。6ページ目ですが、参考資料としてこれまでの調査結果の推移についての表を添付しております。この中で左側から右側にいくにしたがって、学年が上がっていくという形の表ですけれど、学校に入学して間もないときは、いじめは許されないことだと思いますかという質問にそうは思わないですとか分からないという回答の児童が多い傾向にありますけれど、高学年になるにしたがって、その人数は減っていく傾向となっております。以上、報告第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第2号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第2号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。従って、報告第2号いじめの状況等に関する調査結果については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第3号令和2年度新十津川町一般会計補正予算(第10号)について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の9ページをお開きください。内容は次ページになります。10款の教育費でございますが、既定額584,403,000円、補正額が41,800,000円の増額、補正後の計は626,203,000円でございます。今回の補正でございますが、小中学校の空調設備の関係の補正予算でございます。まず2項小学校費1目学校管理費について説明いたしますが、説明欄の事業番号10番、小学校空調設備整備事業451,000円の減額でございます。これは令和2年度の第8号補正で計上いたしました小学校の空調設備、エアコンの設計委託料について、入札後の入札残が生じておりますのでその減額でございます。次に3項中学校費1目学校管理費の事業番号8番、中学校空調設備整備事業42,251,000円でございます。この増額につきましては、小学校と同様に、中学校に空調設備を整備するという事で設計を組んでおりますが、その入札残451,000円の減額と、設計が終わりまりましたので工事請負費42,702,000円、この差引額が42,251,000円となっております。

中学校の空調設備整備事業につきましては、令和2年の第9回の教育委員会の定例会でも説明させていただいたところでございますが、今回、実施設計が完了し工事を発注することになりますので、改めて概要を説明いたします。今回の中学校の工事ござい

ますが、空調設備、エアコンと受電設備、キュービクルの整備となります。エアコンにつきましては、普通教室、特別支援教室、保健室、音楽室、職員室及び校長室に設置することとしております。台数につきましては、合計15台ということになります。工期が年度をまたぎ6月末になる見込みでございますので、1月15日に開催されました令和3年の第1回臨時会におきまして、繰越明許の設定をしております。補正予算書については以上でございますが、今回、新年度予算措置となりますので資料がございませんが、口頭で報告をさせていただきます。スポーツセンターの合併浄化槽が経年劣化により水漏れを起こしているということが、昨年からの調査により判明しております。このことから、改修工事、全て取り替えるという工事が必要となっております。スポーツセンターの合併浄化槽は、スポーツセンターの入り口、広場の公衆トイレがありますけれども、その近くに設置されております。古い合併浄化槽ですので、コンクリート製でございます。これを撤去いたしまして、同じ位置に新たにFRP製の合併浄化槽を設置することになります。浄化槽自体が受注生産の物ですから、できるだけ早く、3月に発注したいということで、債務負担行為の補正を同じように1月15日に行っております。年度をまたぎまして、これも6月末の工期という見込みでございます。夏のスポーツセンターの利用、合宿等への対応ということで、その時期までに工事を完成させたいと考えております。なお、工事の期間はスポーツセンターのトイレは使えませんので、レンタルのトイレを設置して対応するほか、ふるさと公園のトイレも利用していただき、合宿につきましては、サライに泊まる方が多いため、必要であればサライを利用させていただくということも可能かというように考えております。以上、補正予算と新年度予算でございますが、浄化槽の関係の説明をさせていただいて、報告第3号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第3号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第3号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。従って、報告第3号令和2年度新十津川町一般会計補正予算(第10号)については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎後木事務局長

ございません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和3年第1回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後 4 時45分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 荒 山 直 人

会議録署名委員 近 藤 陽 介